

国保税の軽減範囲が変わります

中低所得層の保険税負担の軽減を図るため、平成28年度から国民健康保険税（国保税）条例の一部を改正しました。

軽減制度について

国保税の**5割軽減**および**2割軽減**の対象となる世帯の軽減判定所得の基準が緩和されます。

軽減制度とは

所得が低い世帯への税負担を軽減する目的で、国保税のうち「均等割」と「平等割」について、7割、5割または2割を軽減する措置です。

これは、所得額が一定の基準以下の世帯への税負担を少なくする制度で、所得に応じて軽減をします。

※世帯主と国保被保険者の所得の合計（国保から後期高齢者医療制度に移行された方の所得も加算します。）が下記の表の額より少ない場合に軽減が適用されることになります。

	平成27年度（改正前）	平成28年度（改正後）
5割軽減	基準額33万円+（①×26万円）以下	基準額33万円+（①× <u>26.5万円</u> ）以下
2割軽減	基準額33万円+（①×47万円）以下	基準額33万円+（①× <u>48万円</u> ）以下

- 上記の①は、「被保険者数+特定同一世帯所属者数（擬制世帯主[※]を含まない。）」
- 特定同一世帯所属者数＝後期高齢者医療制度へ移行したことにより、国保資格を喪失した人で、喪失した日以後継続して同一世帯主の世帯に属する人をいいます。
- 軽減判定を受けるための手続きは不要です。
- 世帯の中に**所得の未申告**の人がいる場合は軽減の対象世帯となりません。

※擬制世帯主とは…世帯主が国保に加入していないが、世帯員に国保の被保険者がいるため、納税義務が発生する世帯主のことです。

軽減判定基準

【7割軽減】		【5割軽減】			【2割軽減】		
被保険者数	所得限度額	被保険者数	所得限度額		被保険者数	所得限度額	
	改正なし		改正前	改正後		改正前	改正後
1人	330,000円	1人	590,000円	595,000円	1人	800,000円	810,000円
2人	330,000円	2人	850,000円	860,000円	2人	1,270,000円	1,290,000円
3人	330,000円	3人	1,110,000円	1,125,000円	3人	1,740,000円	1,770,000円
4人	330,000円	4人	1,370,000円	1,390,000円	4人	2,210,000円	2,250,000円
5人	330,000円	5人	1,630,000円	1,655,000円	5人	2,680,000円	2,730,000円

非自発的失業者への軽減について

倒産や解雇により失職した人は、申請されると軽減措置が適応されます。

【対象者】

- ①雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇等の事業主都合により失職した人）
- ②雇用保険の特定理由離職者（雇用期間満了などにより失職した人）

【必要書類】

- 印鑑（認印で可）
- 公共職業安定所（ハローワーク）が発行する「**雇用保険受給資格者証**」（対象となる理由が明記されている必要があります。）

問い合わせ先 本庁 税務住民課 国保年金係 ☎0968・86・5723

国保税の納税義務者は世帯主です!!

国民健康保険（国保）税は、世帯主に課税することが法令で定められています。これは、国保が高齢者や子どもなど所得のない人にも給付を行うことなどから、**主たる生計維持者である世帯主**に納税の義務を課すもの（=納税義務者）です。

したがって、世帯主が国保に加入していない場合も世帯主様宛に納税通知書をお送りしています。

加入・脱退には手続きが必要です!!

職場の健康保険を脱退した場合や新たに加入した場合は、国保への加入や脱退の届出が必要です。国保税は、職場の健康保険をやめた時にさかのぼって課税されます。また、職場の健康保険に加入後、国保で受診された場合は、和水町が医療機関などへ支払った医療費を返還していただく場合があります。

手続きに
必要なもの

加入

- ◎職場の健康保険資格喪失証明書
- ◎本人確認書類（免許証など）
- ◎その他（必要に応じて）年金手帳、離職票、雇用保険受給資格者証、印鑑（認印で可）など

脱退

- ◎職場の健康保険証（全員分）
- ◎国保の保険証（全員分）

※手続き場所：本庁税務住民課（国保年金係）
総合支所住民課（税務住民係）

平成28年度 国保税納期（普通徴収分）

※普通徴収：納付書払いおよび口座振替の人

期別	納期限	期別	納期限
1期	8月 1日	5期	11月30日
2期	8月31日	6期	平成29年 1月31日
3期	9月30日	7期	平成29年 2月28日
4期	10月31日	8期	平成29年 3月31日

納税には、安全で便利な

口座振替をぜひご利用ください!!

口座振替をご希望の方は本庁税務住民課または総合支所住民課にお問い合わせください。

申込期限：毎月10日まで（10日までにお申し込みいただきますと、その翌月から振替ができます。）